



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ア ズ ワ ン 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 内 卓 嗣  
(コード番号 7476 東証第1部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 コーポレート本部長 小 野 元 孝  
(TEL. 06 - 6447 - 1210)

## 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に新しい業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（取締役向け）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 56 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、当社の執行役員・部長等を対象に本制度と同様のインセンティブプランの導入を検討しております。取締役会で制度導入を決議した際には、改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である本制度を株主のみなさまのご承認いただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本総会に付議することといたしました。

#### 2. 本制度の概要等

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象となる取締役に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じて付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式を処分し、これに要する費用等を控除した額の金銭（以下、対象株式と併せて「対象財産」といいます。）を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象となる取締役が対象財産の給付を受ける時期は、原則として当該取締役の退任時となります。

##### (2) 対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）とします（以下、対象となる取締役を「対象取締役」といいます。）。

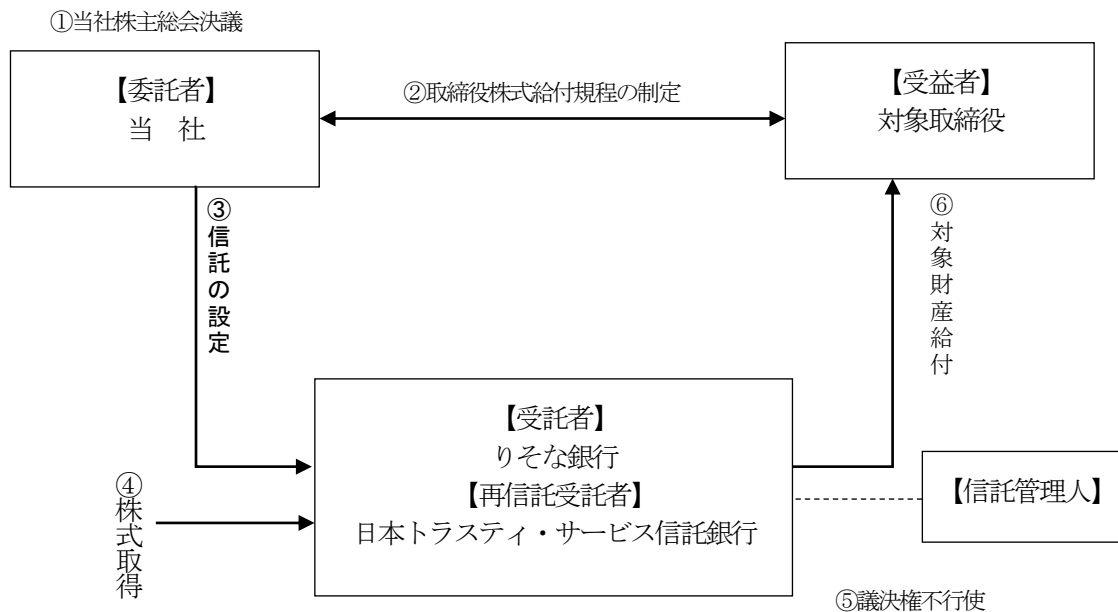
##### (3) ポイント付与対象期間

平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 32 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度を当初ポイント付与対象期間とします（以下、当初対象期間といいます。）。当初対象期間の経過後には、ポイント付与を終了せずに、その時点において当社が制定している中期経営計画に対応する 5 事業年度ごとの期間（以下、当初対象期間と、当初対象期間経過後のそれぞれの 5 事業年度を「対象期間」といいます。）延長することができるものとします。

なお、ポイント付与期間終了時以降における本信託の残余財産のうち、当社株式（対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）については、当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することができるものとします。

#### (4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。



- ① 当社は本制度の導入に関して本総会において本制度に係る取締役報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象取締役を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場を通じてまたは、当社（自己株式の処分）から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、対象取締役へ役位及び業績達成度に応じてポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、付与されたポイントに応じた数の対象財産を給付します。

#### (5) 信託期間

平成 29 年 8 月中旬（予定）から本信託が終了するまでとし、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

#### (6) 当社が抛出する金員の上限

当社は、信託期間において本制度に基づく対象取締役への給付を行うための株式の取得資金として、当初対象期間においては 1 億円を上限とする金員を抛出し、本信託を設定します。なお、当社は、当初対象期間中、1 億円の上限に満つるまで株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに 2 億円を上限として追加抛出を行うことができるものとします。ただし、係る追加抛出を行う場合において、当該追加抛出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に、信託財産内に残存する当社株式（対象取締役へ付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、当社株式と併せて残存財産といいます。）があるときは、残存財産は次期信託期間における本制度に基づく給付の原資に充当できることとし、当社が次期信託期間において追加抛出できる金員の上限は、2 億円から残存財産の金額（当社株式の金額については、当該次期信託期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

#### (7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は、本信託へ抛出する金銭の額の上限以内（「(6) 当社が抛出する金員の上限」のとおりとします。）で、株式市場を通じてまたは、当社（自己株式の処分）から取得します。

(8) 本制度対象取締役へ給付される当社株式数の算出方法

対象取締役には、対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います)。

(9) 本制度対象取締役への対象財産給付時期

対象取締役の退任等、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、定められた確定ポイント数に応じた対象財産を給付します。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することとします。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付します。

**【本信託の概要】**

- |             |  |
|-------------|--|
| ① 名称        | : 株式給付信託 (取締役向け)   |
| ② 委託者       | : 当社   |
| ③ 受託者       | : 株式会社りそな銀行<br>株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| ④ 受益者       | : 対象取締役のうち、受益者要件を満たす者  |
| ⑤ 信託管理人     | : 当社と利害関係を有しない第三者  |
| ⑥ 本信託契約の締結日 | : 平成29年8月中旬 (予定)   |
| ⑦ 金銭を信託する日  | : 平成29年8月中旬 (予定)   |
| ⑧ 信託の期間     | : 平成29年8月中旬 (予定) から本信託が終了するまで  |

以上